

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全 国 歯 報



第69号

2011.8

第69回通常組合会

議長に白尾理英議員、副議長に 井川雅典議員、羽田明廣議員を選任

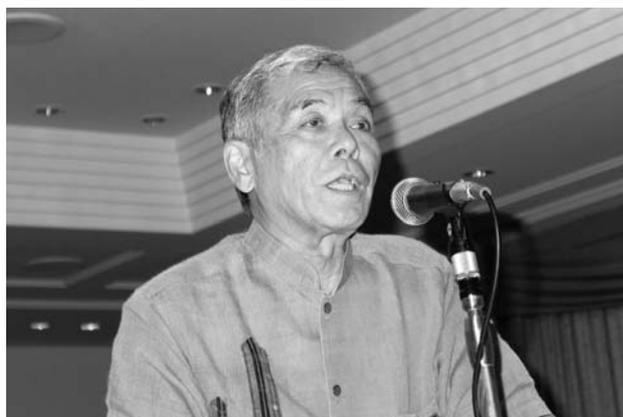


平成23年7月27日（水）午後1時より、中野サンプラザにおいて第69回通常組合会が開催された。今井専務理事の司会進行で進められ、又吉副理事長の開会の挨拶に引き続き仮議長に山口県支部の平木良雄議員を選出し、議事録署名人に議長の他、富山県支部の山崎安仁議員を指名の後、日程の一部を変更し、第1号議案議長・副議長の選任の件を上程した。議長・副議長の選任は、協議により選出することとし、組合会を暫時休憩とし、各地区から推薦された6名の地区代表議員による地区代表議員会で協議の結果、議長に石川県支部の白尾理英議員、副議長には徳島県支部の井川雅典議員、同長野県支部の羽田明廣議員を選出した。その後再開された組合会の承認を得て議長団が決定した。

三塚常務理事の役員紹介、横山理事長の挨拶、報告事項に引き続き議事に入り、平成22年度事業報告及び平成22年度歳入歳出決算並びに平成22年度決算剰余金の処分等について原案どおり可決承認された。

開会の辞（要旨） 又吉副理事長

ご多忙の折、また蒸し暑い中を第69回通常組合会にご出席いただき、誠に有難うございます。本執行部になり初めての組合会でございます。平成22年度の決算及び事業報告等の議案について、また新基幹システムの導入等について皆様のご意見を賜りたいと思います。どうぞ建設的なご意見と組合会がスムーズに進行いたしますことをお願いいたしまして開会の辞といたします。



又吉副理事長

議長・副議長挨拶（要旨）

◆白尾議長

組合会の総意により議長の大役を仰せつかりました石川県支部の白尾です。全国歯は横山理事長はじめ、多くの先生方が長きに渡り支えてこられた国保組合であります。その議長をお受けいたし、身の引き締まる思いです。先の東日本大震災をうけ日本は未曾有の危機にあるが、歯科界も安穏と過ごせる時代ではなく、国保組合もまた同様です。

このような時こそ知恵を出しあい協力しなければならない。微力ではありますが、職務を全うし適正な議事運営に努め、組合運営に寄与したいと思っています。これから2年間ご協力をお願いいたしまして挨拶といたします。

◆井川副議長

副議長に選任されました徳島県支部の井川です。何分不慣れですが、議長の議事運営を支えつつ、皆様のご協力を得てスムーズな議事運営を行いたいと思っております。どうぞご協力をお願いいたします。

◆羽田副議長

長野県支部、組合会議員の羽田です。長野県支部では、常務理事を務めています。ただ今、第1号議案で、副議長に選任賜りました。有難うございます。不慣れではありますが、皆様方のご協力をいただき、スムーズな議事運営に務める所存です。これから2年間ご協力をお願いいたしまして挨拶といたします。



井川副議長 白尾議長 羽田副議長



平木仮議長

理事長挨拶（要旨） 横山理事長

本日は第69回通常組合会のご案内を差し上げましたところ、天候不順の折、公私ともにご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

ただ今、執行部のご紹介がありましたように、私も理事長として2期目を務めさせていただきます。役員及び組合会議員の先生方には大変お世話になりますがよろしくお願いいたします。

新執行部になり最初の組合会ということで、平木仮議長のもと日程の一部を変更し、先に議長団の選任をお願いいたしました。地区代表議員会で選出し、組合会の承認を得て議長に石川県支部の白尾先生、副議長には徳島県支部の井川先生、長野県支部の羽田先生が決まり、これで執行部並びに組合会の構成ができました。この体制で組合員及び家族の被保険者のために一生懸命頑張りますので、よろ



横山理事長

しくお願いいたします。

仮議長の平木先生には、大役をお務めいただき誠に有り難うございました。

さて、東日本大震災への対応として、被災者に対する保険料の減免措置と義援金の募集の二つの対応をいたしました。保険料の減免については、現行規程では期間が最高3カ月となっていますが、暫定措置として規程の一部改正を行い1年間としました。また、理事長のお願いの形で義援金の募集をお願いしましたところ、お陰様で予定の約5割増しの6,766,166円が集まりました。皆様のこの事態に対するご理解とご協力に心から感謝申し上げます。20府県で構成する全国歯が、今回の震災に対して一つになり、合併当初の相互扶助の精神が現在も健在ということで、頼もしい組合であることを実感いたしました。ほんとうにありがとうございました。

6月15日に岩手県支部にお伺いして、岩手県支部長の箱崎先生はじめ役員の方々に義援金の目録を差し上げて参りました。翌日には盛岡から2時間半程の被災地である大船渡市、陸前高田市を視察させていただきました。陸前高田市の「日本の名松100選」に選ばれている70,000本の松も残っているのが1本だけとか、3、4階建てのビルが3階まで完全に鉄骨だけとか、想像を遥かに超える悲惨な状況でした。陸前高田市では9歯科医療機関のうち2名が亡くなりました。小学校体育館の避難所に300人余が避難していたが、ここに津波が押し寄せ助かったのが数名だけだったそうです。二度とこのような災害のない安心安全の都市づくりが必要と痛感しております。

次に、当組合のクローズドシステムからオープン化する一大事業である「新基幹システム」の導入に取り組んでおります。当初、約5億円の概算でしたので1業者に丸投げでなく指名業者による競争入札で調達する方法をとりました。指名業者のNECソリューションズ、日立製作所、ユニバーサルビジネスソリューションズの3社の入札を受け、6月21日

の新基幹システム開発ベンダー決定会議で慎重に3社を審査し、日立製作所に決定し、29日の理事会の協議承認を得て各社に通知しました。選定にあたっての基本的な考え方としては、見積書を考慮し、一時的でなく将来に向けてシステム構築・技術・運用に常時献身的に携わっていただける信頼出来るスタッフのいる業者をお願いしました。

次に、特定健診の実施率は、20年度は13.54%、21年度は17.29%、22年度は19.31%と少しずつ伸びていますが、40%の目標でパンフレット等を工夫しながら配布しておりますので、ご協力をお願いいたします。従来は、受診券と質問票及び医療機関一覧表を封書でお送りしましたが、今年からは、受診券は圧着ハガキで、質問票は「全国歯報」と同封して送付しました。特定健診のご案内の「特定健診の受診について」の裏面が質問票になっていますので、1種組合員の先生方は、家族、従業員で該当する方にお渡し頂きたい。また、医療機関はホームページに掲載してありますので、ご活用をお願いいたします。

次に、8月から被保険者証が更新されます。クレジット機能付き被保険者証は廃止となり、一般の被保険者証のみとなります。また、被保険者証の裏面に臓器提供意志表示欄が設けられましたので、同封の説明書をご覧の上ご協力をお願いいたします。

厚労省関係では、全国建設工事業国保の無資格加入問題から、国保組合の法令遵守体制の整備が求められて、組合に法令遵守担当理事を、支部には法令遵守担当責任者を置くことになり、指導監督の強化がなされることになりました。組合の事業運営は国保法その他の関係法令に沿って厳正に行なうこととなります。

次に全歯連関係では、4月から会長が秋田県歯科国保の豊間会長から神奈川県歯科国保の小澤理事長に代わりました。全国歯からは私が副会長、今井専務が理事、永富理事が選挙管理委員会委員長、仲佐常務が調査委員会委員長に就任しました。全歯連の執行に全面的に

支援していきたい。

次に、定率補助の0も含めた国庫補助制度の見直しと制度間・世代間の支援制度の後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金、それと介護納付金の伸びが、国保組合の財政を益々厳しくしています。23年度予算ベースで支援金・納付金等の歳出総額に占める割合が45%を超えています。これは国で算定するもので、我々の努力ではなんともならないものです。

当組合の保険給付費が約46%あります。残りの10%弱が組合運営等の総務費、保健事業費等に使える金額です。従って経費の節約等を図っても10%弱の範囲では、支援金等の伸びに賄える金はないのです。前期高齢者納付金は22年度で激変緩和措置が終わり、本来額になり23年度は上がらない筈でしたが、22年度と比較して約5億円上がっております。つまり、20年度比で23年度の支援金・納付金が53%強伸びている中で、今後、国庫補助が削減されようとしている状況です。

国庫補助の見直しとか支援金等の問題について、国庫補助が入っている国保組合は政治活動ができにくいので、本日は日歯連盟の高木会長にもお出で頂いておりますが、我々の方で資料は作らせて頂きますので、「国庫補助の見直し問題」等についてご協力をお願いしたいと思っております。

次に、当組合の財政状況ですが、21年度の決算剰余金が約33億5,600万円ありましたが、22年度決算では約19億600万円に減りました。これは、保険給付費が6.25%、前期高齢者納付金が51.14%、介護納付金が10.38%伸びたこと等により、歳入合計の伸びが2.71%に対して歳出合計の伸びが14.40%となったことに因るものと思われまます。そのために23年度予算編成で歳入不足となり、保険料を引き上げさせて頂きました。20年度に後期高齢者支援金分の2,300円を均等割賦課額を引き下げて対応していましたが、この2,300円を引き上げさせて頂きました。

国庫補助の見直しが実施されると、当組合は定率補助が32%から16%に半減されます。

これは、実施年から5年の経過措置を設けて削減されますが、仮に16%になったとすると22年度決算で約40億円の国庫補助の交付を受けておりますから、約20億円と言うことになります。この20億円の減収をどこで賄うかという大きな問題です。

それから、剰余金が減少する中での予算編成に当たっては、単年度収支を念頭においておかなければならない問題と思っております。

今後も保険給付費の伸びと支援金・納付金の伸びが、財政を圧迫し徐々に厳しい財政状況になります。組合運営に当たり節約すべきところは節約して行きたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと思っております。その他の事柄は「全国歯ニュース」に記載してありますのでお目通しを頂き、本年度もよろしくご協力をお願い申し上げます。

■ 報告事項

1. 厚生労働省の東日本大震災への対応について

(1) 窓口負担の免除

- ・ 保険者は、医療機関で猶予された被災者の一部負担金を免除することが可能。
- ・ 入院時食事療養費、入院時生活療養費等の免除は、特別立法により可能に。
- ・ 国は、窓口負担の免除を行なった保険者に対し、財政支援。
- ・ 免除の期間
- ・ 一部負担金→1年間（24年2月29日まで）
- ・ 入院時食事療養費等→半年間（23年8月末までを予定）※検討中

(2) 保険料の減免（平成23年度分）

- ・ 保険者は、条例・規約の定めるところにより、被災者に対し、保険料の減免又は猶予を行なうことが可能。
- ・ 国は、国の減免基準に基づき保険料の減免を行った分について、保険者を財政支援。
- ・ 特定健診・特定保健指導における自己

負担の免除

2. 平成23年度補正予算の概要について

○国民健康保険制度における保険料減免等の特別措置

- ・一部負担金等免除による損失補填 161億円
- ・保険料の減免等による損失補填 231億円

※損失補填の8割を国民健康保険災害臨時特例補助金等として措置。残りの2割を別途特別調整交付金等により措置。

3. 国保組合のコンプライアンス研修会について

平成23年5月27日、厚労省講堂において上記研修会が開催された。厚労省から①国保組合の位置付け②組合員の資格要件③医療保険の適用関係④指導監督⑤法令遵守体制の整備等の講演があり、続いて東京都から、全国建設工事業国保の無資格加入問題、また外部講師による法令遵守についての講演があった。

4. 国保総合システムの稼働時期の延期と保険者事務共同電算処理一般業務手数料に関する覚書について

栃木県国保連合会の国保総合システムが4月から稼働が予定されていたが、9月まで延期されたことから、共同電算処理一般業務手数料が4月からの改定料金でなく8月まで旧料金とする旨の覚書を取り交わした。

5. 平成23年度医療費通知の送付スケジュールの延伸について

国保総合システムの稼働時期の延期に伴い医療費通知の5月、7月送付分が9月に3回分まとめて送付。

6. 平成23年度第1回理事長・役員研修会について

全協の理事長・役員研修会が平成23年7月7日、八重洲富士屋ホテルで開催され、平成23年度における制度運営及び社会保障と税の一体改革等についての講演があった。

7. 全協調査委員会について

全協では、全協会員137国保組合の共同事業として、国保組合共通システム開発の打合せが行われています。開発費用は、全額国庫補助で賄われる予定とされています。開発業者は、都築電気(株)で平成24年10月本稼働を目指しています。この調査委員会には、田邊事務局長が調査委員として打ち合わせに参加しています。



田邊事務局長

8. 全歯連役員・委員について

全歯連の任期満了に伴う役員改選で、当組合から役員・委員に下記の先生方が就任した。

役 職	氏 名
副会長	横 山 靖 夫
理事	今 井 博
調査委員会委員長	仲 佐 善 昭
選挙管理会委員長	永 富 稔
選挙管理会予備委員	竹 内 聖太郎

9. 規約施行規則・規程等の一部改正について

(1) 規約施行規則の一部改正

全国歯科医師国民健康保険組合規約施行規則一部改正新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

現 行	改 正 後
<p>第4章 保険給付</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>(<u>出産育児一時金の受給手続</u>)</p> <p>第13条 規約第13条の規定による出産育児一時金の支給を受けようとする者は、<u>出産育児一時金支給申請書(様式8号)に、産科医療補償制度に加入する医療機関等(以下「加入分娩機関」という。)において出産した場合は、加入分娩機関が発行した該当印の押された領収書等を添付し、支部を経由して組合に提出しなければならない。</u></p>	<p>第4章 保険給付</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>(<u>出産育児一時金の受給手続</u>)</p> <p>第13条 規約第13条の規定による出産育児一時金の支給を受けようとする者は、<u>出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度(以下「直接支払制度」という。)</u>及び<u>出産育児一時金等の受取代理制度(以下「受取代理制度」という。)</u>並びに前記の2制度を利用しない方法から希望する方法を選択する。</p> <p>(<u>直接支払制度による受給手続</u>)</p> <p>第13条の2 直接支払制度を利用する場合は、<u>出産を予定している医療機関等と申請・受取に係る代理契約を締結すること。</u></p> <p>2. <u>出産費用が42万円を超えた場合は、超えた費用を医療機関等の窓口で支払うこと。</u></p> <p>3. <u>出産費用が42万円未満の場合は、その差額を出産育児一時金支給申請書(様式8号)により支給する。</u></p> <p>(<u>受取代理制度による受給手続</u>)</p> <p>第13条の3 受取代理制度を利用する場合は、<u>「出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)(以下「受取代理申請書」という。)」を支部を経由して組合に提出すること。また、新たな医療機関等で受取代理制度を利用する場合は、改めて受取代理申請書を支部を経由して組合に提出すること。</u></p> <p>2. <u>予定していた医療機関等以外で出産する場合などで、受取代理申請を取り下げの場合は、速やかに、「受取代理申請取下書」を支部を経由して組合に提出すること。</u></p> <p>3. <u>予定していた医療機関等以外で出産した場合で、再申請の余裕のない時は、「受取代理人変更届」を医療機関等を通じて組合に提出しなければならない。</u></p> <p>4. <u>出産費用が42万円未満の場合は、その差額を出産育児一時金支給申請書(様式8号)により支給する。</u></p> <p>(<u>直接支払制度・受取代理制度を利用しない場合の受給手続</u>)</p> <p>第13条の4 前項に規定する直接支払制度及び受取代理制度を利用しない場合は、<u>出産育児一時金支給申請書(様式8号)により支給する。</u></p> <p>2. <u>産科医療補償制度に加入している医療機関等(以下「加入分娩機関」という。)において出産した場合は、加入分娩機関で出産したことを証明する所定の印を押した領収書等の写しを出産育児一時金支給申請書(様式8号)に添付すること。</u></p> <p>3. <u>医療機関等の発行する領収書等に、直接支払制度を利用していない旨の記載があること。</u></p>

第14条～第17条 (略)	第14条～第17条 (略) 附 則 1. この規則は、平成23年4月1日から施行する。 (第13条の改定及び第13条の2から第13条の4を 追加)
---------------	---

(2) 特別支部運営費交付基準の一部改正

全国歯科医師国民健康保険組合特別支部運営費交付基準一部改正新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

現 行	改 正 後
<p>[別紙] 総収入及び総支出の計算の基礎とした項目並びに除外した項目</p> <p><u>総収入の計算の基礎とした項目</u></p> <p>◎<u>保険料収納額</u> ◎<u>補助金</u>… 療養給付費補助金 介護納付金補助金 後期高齢者支援金等補助金 前期高齢者納付金等補助金 老人保健拠出金補助金 特別調整補助金 事務費補助金 出産育児一時金補助金</p> <p>総収入から除外した項目</p> <p>◎<u>財産収入</u> ◎<u>繰入金</u> ◎<u>繰越金</u> ◎<u>諸収入</u></p> <p><u>総支出の計算の基礎とした項目</u></p> <p>◎<u>療養給付費（レセプト集計分）＋高額療養費</u> ◎<u>その他給付</u>… 療養費 移送費 出産育児一時金 葬祭費 傷病手当金 療養附加金 歯科承認分</p> <p>◎<u>老人費用額</u> ◎<u>後期高齢者支援金</u> ◎<u>前期高齢者納付金</u> ◎<u>介護保険納付金</u> ◎<u>事務費（特別支部運営費交付金のうち定額交付分を含む）</u> ◎<u>審査手数料</u></p>	<p>[別紙]</p> <p>1. <u>総収入の計算の基礎とした項目</u></p> <p>(1) <u>保険料賦課額</u> ① <u>基礎賦課額</u> ② <u>後期高齢者賦課額</u> (2) <u>国庫支出金</u> ※後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金に係る国庫支出金は除く。</p> <p>2. <u>総支出の計算の基礎とした項目</u></p> <p>(1) <u>保険給付費</u> (2) <u>後期高齢者保健事業費</u> ① <u>傷病見舞金</u> ② <u>死亡見舞金</u></p>

<p>◎保健事業費（支部交付分）</p> <hr/> <p>総支出から除外した項目</p> <hr/> <p>◎事務費のうち <u>特別支部運営費交付金の実績交付分及び特別均等配分を除く</u></p> <p>◎審査手数料のうち <u>全国決済分の手数料</u></p> <p>◎保健事業費のうち <u>支部配布物品費</u></p> <p>◎積立金</p> <p>◎諸支出金</p>	<p>附 則</p> <p>1. この交付基準は、平成23年4月1日から施行する。 （別紙の整理）、（総収入と総支出の算定項目の改正）</p>
---	--

(3) 保険料減免取扱規程の一部改正

全国歯科医師国民健康保険組合保険料減免取扱規程の一部改正新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

現 行	改 正 後																		
<p>附 則</p> <p>1. この規程は、平成16年4月1日より施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1. この規程は、平成16年4月1日より施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1. <u>この規程は、平成23年4月1日より施行し、改正後の附則第2項の規定は、平成23年3月11日から適用する。</u></p> <p><u>（平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間の保険料減免取扱いに係る暫定措置）</u></p> <p>2. <u>平成23年3月11日に発生した東日本大震災に被災し、生活が困難となった者に対する保険料の減免についての第2条の規定の適用については、別表1の期間とし、第3条の規定の適用については、同条中「その事実を証する公的機関の発行する証明書を添付して申請するものとする。」とあるのは、「その事実を証する公的機関の発行する証明書の取得が困難な場合は、所属する支部長が証明する。」とする。</u></p> <p>別表1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被災の状況</th> <th style="text-align: center;">現行</th> <th style="text-align: center;">暫定措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 全壊、流失若しくは全焼</td> <td style="text-align: center;">3カ月間</td> <td style="text-align: center;"><u>12カ月間</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 半壊、若しくは半焼</td> <td style="text-align: center;">2カ月間</td> <td style="text-align: center;"><u>12カ月間</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 部分壊若しくは部分焼</td> <td style="text-align: center;">1カ月間</td> <td style="text-align: center;"><u>3カ月間</u></td> </tr> <tr> <td>(4) 床上浸水30センチメートル以上</td> <td style="text-align: center;">2カ月間</td> <td style="text-align: center;"><u>6カ月間</u></td> </tr> <tr> <td>(5) 床上浸水30センチメートル未満</td> <td style="text-align: center;">1カ月間</td> <td style="text-align: center;"><u>3カ月間</u></td> </tr> </tbody> </table>	被災の状況	現行	暫定措置	(1) 全壊、流失若しくは全焼	3カ月間	<u>12カ月間</u>	(2) 半壊、若しくは半焼	2カ月間	<u>12カ月間</u>	(3) 部分壊若しくは部分焼	1カ月間	<u>3カ月間</u>	(4) 床上浸水30センチメートル以上	2カ月間	<u>6カ月間</u>	(5) 床上浸水30センチメートル未満	1カ月間	<u>3カ月間</u>
被災の状況	現行	暫定措置																	
(1) 全壊、流失若しくは全焼	3カ月間	<u>12カ月間</u>																	
(2) 半壊、若しくは半焼	2カ月間	<u>12カ月間</u>																	
(3) 部分壊若しくは部分焼	1カ月間	<u>3カ月間</u>																	
(4) 床上浸水30センチメートル以上	2カ月間	<u>6カ月間</u>																	
(5) 床上浸水30センチメートル未満	1カ月間	<u>3カ月間</u>																	

10. 新基幹システム開発ベンダーの決定について

全国歯新基幹システムの開発ベンダー決定に関して、その企画からベンダー決定までの経過を説明。その中で、今年6月開催の第2回理事会において、選定審査機関として設置した『新基幹システム開発ベンダー決定チーム』で選定された(株)日立製作所を開発ベンダーとして承認されたことを報告した。



圓谷課長

11. 法令遵守のための実践計画等の進捗状況について

全国歯科医師国民健康保険組合法令遵守のための実践計画等の進捗状況（平成23年4月～6月）

項目	実践計画内容	進捗状況	備考
法令遵守マニュアル等の策定	役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定する。	平成23年2月 マニュアル作成済	
法令遵守に関する指導・研修	不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。		
	①組合広報誌による周知	平成23年5月 全国歯報第68号に掲載	
	②役職員を対象とした研修		平成23年5月 厚労省主催研修会に出席
法令遵守のための管理	事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署同一業務に従事させないように人事ローテーションを実施するとともに、財務取扱規程に基づく業務は複数の職員により執行することとする。	平成23年4月 東京事務所人事異動	1人支部の場合等、やむを得ない理由により長期間同一部署同一業務に従事している場合の適切な措置については、法令遵守担当責任者による定期的な業務監査をしていただきたいと県庁より回答
法令遵守関連情報の組織的な把握等	役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。	報告事項なし	
	① 役職員が把握した、組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事等		

	に速やかに報告すること。		
	② 法令遵守担当理事等は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告すること。		
	③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。		
不祥事故への対応体制	役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。	特になし	
法令遵守のための組織体制	組合の理事のうち一名を法令遵守担当理事として選任すること。支部を置いている組合にあっては、支部ごとに法令遵守担当責任者を配置すること。	平成23年4月 法令遵守担当理事選任済 平成23年6月 法令遵守担当責任者配置済	名簿あり
	組合の支部の業務を母体団体（歯科医師会）に委託している場合には、委託契約に法令遵守に関する事項を明記すること。	平成23年6月 各支部に通知、該当支部は現在対応中。	



柴田常務理事

法令遵守（コンプライアンス）担当理事及び担当責任者名簿

担当理事名		担当理事名		担当理事名	
本部	柴田 勝				
支部	担当責任者名	支部	担当責任者名	支部	担当責任者名
栃木	田村 一夫	岡山	吉田 吉伸	新潟	井比 陽
山梨	遠藤 克典	山口	恩田 宏司	岩手	高橋 英一
青森	本田 富彦	島根	秦野 真治	石川	中塚 直
岐阜	後藤 幸央	鳥取	小濱 裕幸	長野	土田 昌
富山	中道 勇	香川	小倉 喜博	福井	岡田 正二郎
滋賀	井田 治彦	徳島	堀部 紘	沖縄	高江洲 旭
京都	中川 徹	高知	野村 和男		

12. 平成23年度高齢者医療等に係る支援金・納付金の確定額について

[単位：円%]

項目	平成22年度確定額	平成23年度概算額	平成23年度確定額	対概算額比	伸率	対22年度比	伸率
後期高齢者支援金等	2,800,279,590	3,043,600,005	3,048,736,567	5,136,562	0.17	248,456,977	8.87
病床転換支援金	290,485	0	0	0		▲290,485	
前期高齢者納付金	2,017,766,722	2,538,138,787	2,542,313,839	4,175,052	0.16	524,547,117	26.00
介護納付金	1,210,219,452	1,337,878,726	1,335,702,240	▲2,176,486	▲0.16	125,482,788	10.37
老人保健拠出金	81,507,917	2,081,853	2,081,853	0		▲79,426,064	▲97.45
合計	6,110,064,166	6,921,699,371	6,928,834,499	7,135,128	0.10	818,770,333	13.40

(1) 保険給付費・保健事業費・総務費等と支援金・納付金の推移

[単位：円%]

	項目	平成20年度	平成21年度	対前年度比	平成22年度 (見込)	対前年度比	平成23年度 (予算)	対前年度比	対20年度比
組合経費	保険給付費	6,155,306,065	6,687,867,220	8.65	6,970,269,177	4.22	7,077,623,000	1.54	14.98
	保健事業費・総務費等	1,009,611,328	1,142,893,066	13.20	1,810,132,418	58.38	1,305,485,000	▲27.88	29.31
	合計	7,164,917,393	7,830,760,286	9.29	8,780,401,595	12.13	8,383,108,000	▲4.52	17.00
支援金・納付金	後期高齢者支援金等	2,557,131,296	2,896,693,156	13.28	2,805,244,657	▲3.16	3,043,601,000	8.50	19.02
	前期高齢者納付金	732,184,106	1,353,952,312	84.92	2,046,396,804	51.14	2,538,140,000	24.03	246.65
	老人保健拠出金	249,160,889	172,618	▲99.93	81,448,524	47,084.26	2,083,000	▲97.44	▲99.164
	介護納付金	971,423,912	1,092,968,844	12.51	1,206,418,408	10.38	1,337,879,000	10.9	37.72
	合計	4,509,900,203	5,343,786,930	18.49	6,139,508,393	14.89	6,921,703,000	12.74	53.48

(2) 平成23年度予算額における歳出に占める支援金・納付金

[単位：円%]

	項目	平成20年度	平成21年度
組合経費	保険給付費	7,077,623,000	46.24
	保健事業費・総務費等	1,305,485,000	8.53
	合計	8,383,108,000	54.77
支援金・納付金	後期高齢者支援金等	3,043,601,000	19.89
	前期高齢者納付金	2,538,140,000	16.58
	老人保健拠出金	2,083,000	0.01
	介護納付金	1,337,879,000	8.74
	合計	6,921,703,000	45.23
事業歳出合計		15,304,811,000	100.00

13. 東日本大震災への対応について

(1) 東日本大震災における被災状況（平成23年7月11日現在）

1. 人的被害

① 死亡

	1種組合員	1種家族	2種組合員	2種家族	3種組合員	3種家族	合計
栃木県支部	0	0	0	0	0	0	0
青森県支部	0	0	0	0	0	0	0
岩手県支部	3	1	0	0	1	1	6
合計	3	1	0	0	1	1	6

② 行方不明

	1種組合員	1種家族	2種組合員	2種家族	3種組合員	3種家族	合計
栃木県支部	0	0	0	0	0	0	0
青森県支部	0	0	0	0	0	0	0
岩手県支部	2	1	0	0	1	0	4
合計	2	1	0	0	1	0	4

③ 傷害

	1種組合員	1種家族	2種組合員	2種家族	3種組合員	3種家族	合計
栃木県支部	0	0	0	0	0	0	0
青森県支部	0	0	0	0	0	0	0
岩手県支部	0	0	0	0	1	0	1
合計	0	0	0	0	1	0	1

2. 建物の被害

	診療所				自宅			
	全壊	半壊	浸水	合計	全壊	半壊	浸水	合計
栃木県支部	0	0	0	0	1	3	0	4
青森県支部	0	0	0	0	0	1	0	1
岩手県支部	35	3	9	47	45	12	1	58
合計	35	3	9	47	46	16	1	63

3. 診療の目処が立たない医療機関

	歯科医療機関数
栃木県支部	0
青森県支部	0
岩手県支部	44
合計	44

(2) 東日本大震災に係る保険料の減免状況

1. 平成23年3月

	被災人数・被保険者数及び後期高齢者組合員数	賦課額					合計
		所得割	均等割	後期支援金	介護納付金	後期組合員	
栃木県支部免除額 (a)	11	35,400	36,700	26,400	11,200	0	109,700
青森県支部免除額 (b)	1	0	5,700	2,400	0	0	8,100
岩手県支部免除額 (c)	236	1,067,300	928,100	559,200	282,800	15,000	2,852,400
(a+b+c)	248	1,102,700	970,500	588,000	294,000	15,000	2,970,200
組合 (d)	68,045	210,035,200	290,417,400	160,948,800	68,807,200	4,915,000	735,123,600
比率 (a+b+c) / (d)	0.36%	0.53%	0.33%	0.37%	0.43%	0.31%	0.40%

2. 平成23年4月

	被災人数・被保険者数及び後期高齢者組合員数	賦課額					合計
		所得割	均等割	後期支援金	介護納付金	後期組合員	
栃木県支部免除額 (a)	11	37,636	65,000	29,700	12,800	0	152,836
青森県支部免除額 (b)	1	0	8,000	2,700	0	0	10,700
岩手県支部免除額 (c)	217	1,079,938	1,330,000	577,800	297,600	15,000	3,300,338
(a+b+c)	229	1,117,574	1,403,000	610,200	310,400	15,000	3,463,874
組合 (d)	67,731	217,831,906	442,178,500	180,230,400	78,649,600	4,895,000	923,785,406
比率 (a+b+c) / (d)	0.34%	0.51%	0.32%	0.34%	0.39%	0.31%	0.37%

3. 平成23年5月

	被災人数・被保険者数及び後期高齢者組合員数	賦課額					合 計
		所得割	均等割	後期支援金	介護納付金	後期組合員	
栃木県支部免除額 (a)	11	36,300	65,000	29,700	12,800	0	152,836
青森県支部免除額 (b)	1	0	8,000	2,700	0	0	10,700
岩手県支部免除額 (c)	221	1,054,800	1,362,000	588,600	307,200	10,000	3,327,600
(a+b+c)	233	1,091,100	1,435,000	621,000	320,000	10,000	3,491,136
組 合 (d)	68,095	212,665,309	446,108,000	181,218,600	78,729,600	4,885,000	923,606,509
比率 (a+b+c) / (d)	0.34%	0.51%	0.32%	0.34%	0.41%	0.20%	0.38%

4. 1年間（平成23年3月～平成24年2月）の見込

	賦課額					
	所得割	均等割	後期支援金	介護納付金	後期組合員	合 計
免除額 (a) ※ 1	13,250,407	16,579,500	7,359,600	3,761,200	152,500	41,222,755
組合 (b) ※ 2	2,562,458,533	5,272,097,400	2,181,943,967	927,123,450	58,265,000	11,001,888,350
比率 (a) / (b)	0.52%	0.31%	0.34%	0.41%	0.26%	0.37%

※ 1：免除額＝平成23年3月 (a+b+c) + (平成23年4月 (a+b+c) + 平成23年5月 (a+b+c)) ÷ 2 × 11

※ 2：平成23年3月 + (平成23年度予算額 ÷ 12 × 11)

(3) 東日本大震災に係る義援金

○金額 6,766,166円

〔質疑応答の要旨〕

Q 理事長、専務理事が岩手県支部に行かれて、義援金を差上げたことは、1組合員として喜んでおります。そこで、被災者に対して支援を広げて継続してやって頂きたい。

(徳島県支部 影本博一議員)



影本議員

A もう一回義援金を募集することについては、現時点では予定しておりませんが、保険料の減免については、現行規程では最高3カ月ですが、これを暫定措置として1年間としました。これは被災地の復興状況及び国の対応等によ

り、更に延期も想定しております。これについては、栃木県や被災地の先生方と相談しながら、2月になってもなお厳しい状況が続いているようであれば、暫定措置の延長も視野に入れて対応させて頂きたいと思っております。

Q 国庫補助が下がっていることと、支援金・納付金がかなり増えていると報告を受けました。理事長の挨拶にも政治的に何とか動かして頂きたいという話も聞こえています。一方的に保険料を上げることになると負担増となり、色々な問題が出てくると思います。どういう形でやって行かれるのかお聞きしたい。

(富山県支部 山崎安仁議員)



山崎議員

A 国庫補助は、大きな削減は現時点ではありません。今心配しているのは、今年の通常国会に提出が予定されていた国庫補助制度の見直しで所得水準の高い国保組合定率補助を廃止し、所得水準に応じて0%、8%、16%、24%、32%の5段階とするものです。これが実施されますと当組合は32%から16%となります。これは5年の経過措置を設けて段階的に実施するものですが、当組合への影響は大きいものとなります。理事長が日歯連盟の高木会長にもお話し申し上げたということですが、日歯連盟にもご協力をお願いしたいと思っております。そのための資料は全歯連を通じて作りたいと考えております。支援金・納付金については、医療制度改革が実施された平成20年度から23年度予算の伸びが、保険給付費、保健事業費、総務費等組合の経費の伸びが17%に対して、支援金・納付金の伸びが53.48%となっており、これが財政を圧迫しております。

■ 議 事

第1号議案 議長・副議長選任の件 今井専務理事

日程の一部を変更して、議事録署名人の指名に引き続き、第1号議案議長・副議長の選任を上程し審議に入った。

今井専務理事より、議長・副議長の選任について説明があり、協議により選出することとした。続いて協議により選出する方法は、A、B、C地区組合会議員の中から、それぞれ推薦された2名の地区代表議員で構成する地区代表議員会で選出し、組合会の承認を得ることになっている旨の説明があり、地区代表議員を選出後、組合会を暫時休憩して地区代表議員会を開催し、委員長に恒松議員を選出し、慎重に協議の結果、下記の通り議長・副議長を選出した。再開された組合会に諮り、可決承認され新議長及び副議長が選任された。

■議長 白尾理英 (石川県支部)
副議長 井川雅典 (徳島県支部)

〃 羽田明廣 (長野県支部)

■地区代表議員

A地区 一戸惇一郎 (青森県支部)
松崎正樹 (新潟県支部)
B地区 後藤幸央 (岐阜県支部)
長谷川勝 (福井県支部)
C地区 恒松研二 (島根県支部)
饒波正太郎 (沖縄県支部)



恒松地区代表議員会委員長

第2号議案 平成22年度事業報告について議決を求める件 今井専務理事

平成22年度事業報告について、今井専務理事より説明があり質疑応答の後採決に入り原案どおり全員挙手により可決承認された。



今井専務理事

平成22年度事業報告

I 概況

平成22年度は、前年の9月に民主党を軸とする鳩山内閣が誕生し、約50年ぶりに本格的政権交代が実現し、長く続いた政治的混迷から抜け

出せると期待を抱かせる中で始まったが、鳩山首相から代わった菅首相も退陣を迫られている状況の平成23年3月11日にマグニチュード9.0という未曾有の巨大地震と巨大津波の東日本大震災が発生し、政治、経済、社会ともに大混乱の中で終わった。

東日本大震災で、当組合は主に岩手県支部の被保険者が大きな被害を受け、被災状況は5月10日現在で死亡6人・行方不明4人、建物の被害は診療所47棟、自宅40棟となっている。

この震災の影響で首都圏でも、電力不足から計画停電及び交通機関の運休や間引き運転等の混乱から、第68回通常組合会の開催を1ヵ月延期し、役員を選任以外の事業計画案及び予算案等の議事をすべて理事の専決処分とするなど前代未聞の対応となった。

平成22年度の医療保険制度の動向では、後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の者も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとし、年令で区分する問題を解消する新しい高齢者医療制度を平成25年4月から実施する。

国庫補助制度の見直しでは、所得水準の高い国保組合に対する定率補助を廃止し、定率補助を所得水準に応じて、0%、8%、16%、24%、32%の5段階とする。また特定被保険者の定率補助は、平成9年8月以前に適用除外承認を受けて加入した者も含めて16.4%に統一する等を主な内容とした国庫補助の見直しが平成24年度から実施される予定である。

これが実施された場合、当組合の定率補助率は32%から16%となり、現時点での粗い試算で約20億円弱の減収となる。

しかし、新しい高齢者医療制度と国庫補助見直しとを一体の法案として整理して、今年の通常国会に提出が予定されていたが、未だ提出されてなく予定どおりの実施は不透明である。高齢者医療制度と国庫補助制度の見直しが予定どおり実施された場合は、当組合の運営に制度的にも財政的にも大きな影響が避けられないことから、これらの動向を注意深く見守っていく必要がある。

- ① 規約の一部改正
組合の議決事項に「法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更」の条項を追加した。
法令遵守（コンプライアンス）担当理事に関する条項を新設した。
- ② 法令遵守（コンプライアンス）体制整備に関する基本方針を策定した。
- ③ 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画を策定した。
- ④ 法令遵守マニュアルを策定した。
- ⑤ 「新基幹システム開発プロジェクトチーム」を設置。
当組合の基幹システムをクローズドシステムからオープン化するために新基幹システム開発プロジェクトチームを設置して検討を進めた。
- ⑥ 積立金規程の一部改正
新基幹システムの導入等の支払いに備えるための準備積立金を設置した。
- ⑦ 役員報酬・役員退職慰労金規程の一部改正
役員の任期が2年に改正されたことに伴い役員退職慰労金を改正した。
- ⑧ 支部規則の一部改正
支部理事会の決定事項に「法令遵守（コンプライアンス）」に関する事項を追加した。
- ⑨ 支部役員規則の一部改正
「支部理事のうち1名を法令遵守（コンプライアンス）担当責任者とする。」条項を追加した。
- ⑩ 支部運営費等交付基準の一部改正
国保推進協力費を廃止したことに伴う支部の減収分を補填するために、被保険者等数割交付を設置して1人当たり150円交付することとした。
- ⑪ 職員就業規則の一部改正
職員の勤務時間及び始業時間、終業時間を改正した。
- ⑫ 職員給与規程の一部改正
管理職手当を次長及び課長にも支給することとした。
- ⑬ 報酬・給与等審議会規程

役員及び職員等の報酬・給与・旅費等を審議する審議会規程を新設した。

- ⑭ 保険料滞納による除名処分の見直し
- ⑮ 国保推進協力費の廃止
- ⑯ 東日本大震災の被災者の保険料減免
東日本大震災の被災者に対して、申請手続を簡素化し保険料の減免措置を講じた。

- ⑰ 東日本大震災の義援金の募集
東日本大震災で被災した当組合の支部の組合員に対しての義援金の募集を実施した。

- ⑱ 療養給付費の状況
平成22年度の療養給付費は5,922,411,549円で、対前年度比、金額で277,330,040円の増、率で4.91%の増となった。

II 事業の実施状況

1. 被保険者・後期高齢者組合員の状況

(1) 種別被保険者数（平均）

種別		平成22年度	平成21年度	伸び率(%)
組合員	1種	11,747	11,747	0.00
	2種	1,024	982	4.28
	3種	25,453	25,174	1.11
	計	38,224	37,903	0.85
家族	1種	24,873	25,159	▲ 1.14
	2種	743	684	8.63
	3種	3,922	3,846	1.98
	計	29,538	29,689	▲ 0.51
合計	1種	36,620	36,906	▲ 0.77
	2種	1,767	1,666	6.06
	3種	29,375	29,020	1.22
	計	67,762	67,592	0.25

(2) 被保険者数（前期高齢者・未就学児・介護第2号・組合特定被保険者/平均:再掲）

種別		前期高齢者	未就学児	介護第2号	組合特定
組合員	1種	1,349	—	9,312	325
	2種	4	—	237	636
	3種	103	—	6,628	9,142
	計	1,456	—	16,177	10,103
家族	1種	1,279	1,875	7,452	728
	2種	10	308	56	418
	3種	134	518	607	1,262
	計	1,423	2,701	8,115	2,408
合計	1種	2,628	1,875	16,764	1,053
	2種	14	308	293	1,054
	3種	237	518	7,235	10,404
	計	2,879	2,701	24,292	12,511

(3) 後期高齢者組合員数（平均）

平成22年度	平成21年度	伸び率 (%)
968	958	1.04

2. 保険料収入の状況

種 別		平成22年度	平成21年度	伸び率(%)
基 礎 賦課額	均等割	3,515,881,200	3,498,886,500	0.49
	所得割	2,534,882,819	2,560,792,555	▲ 1.01
後期高齢者支援金等賦課額		1,943,618,300	1,860,723,000	4.46
介護納付金賦課額		817,541,600	768,940,100	6.32
後期高齢者賦課額		57,965,000	57,470,000	0.86
合 計		8,869,888,919	8,746,812,155	1.41

3. 国庫補助金の状況

項 目	平成22年度	平成21年度	伸び率(%)
事務費負担金	51,098,609	43,702,940	16.92
事務費負担金過年度分	2,164,565	2,650,733	▲ 18.34
療養給付費補助金	2,819,007,703	2,474,218,643	13.94
後期高齢者支援金補助金	818,791,382	866,610,013	▲ 5.52
病床転換支援金補助金	0	698,531	▲ 100.00
老人保健医療費拠出金補助金	23,900,383	2,000	1,194,919.15
介護納付金補助金	378,355,108	344,854,332	9.71
療養給付費補助金過年度分	0	0	0
後期高齢者支援金補助金過年度分	0	8,792	▲ 100.00
特別対策費補助金	58,704,000	21,302,000	175.58
出産育児一時金補助金	82,017,000	61,735,000	32.85
高額医療費共同事業補助金	9,782,000	10,292,000	▲ 4.96
特定健康診査等補助金	7,489,000	7,989,000	▲ 6.26
高齢者医療制度円滑 運営事業費補助金	318,470	272,980	16.66
合 計	4,251,628,220	3,834,336,964	10.88

4. 保険給付の状況

(1) 給付割合

種 別	給付割合
1.組合員	7割
2.家族	7割
3.義務教育就学前の者	8割
4.前期高齢者(70歳から74歳)	
・現役並み所得者	7割
・一般所得者	8割※

※高齢者の医療に係る「凍結措置」により平成23年3月まで9割に据置かれた。

(2) 療養給付費の状況

診療月	平成22年度	平成21年度	伸び率(%)
4月	493,800,827	468,961,659	5.30
5月	455,960,616	439,013,228	3.86
6月	498,968,737	456,883,377	9.21
7月	481,904,728	486,459,442	▲ 0.94
8月	476,196,824	457,294,215	4.13
9月	482,890,057	437,447,366	10.39
10月	490,819,557	506,141,542	▲ 3.03
11月	464,188,032	449,723,094	3.22
12月	509,993,449	501,821,041	1.63
1月	500,362,918	458,484,862	9.13
2月	491,253,685	458,780,860	7.08
3月	576,072,119	524,070,823	9.92
合計	5,922,411,549	5,645,081,509	4.91

(3) 入院時食事・生活療養費差額支給の状況

①入院時食事療養費差額支給の状況

平成22年度		平成21年度		伸び率(%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	0	0	—	—

②入院時生活療養費差額支給の状況

平成22年度		平成21年度		伸び率(%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	0	0	—	—

(4) 歯科給付の支給状況

平成22年度		平成21年度		伸び率 (%)	
件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
26,110	302,132,910	24,766	274,706,350	5.43	9.98

(5) 高額療養費の支給状況

平成22年度		平成21年度		伸び率 (%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
4,393	470,576,910	3,867	406,346,167	13.60	15.81

(6) 高額医療・高額介護合算療養費の支給状況

平成22年度		平成21年度		伸び率 (%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	0	0	—	—

(7) 出産育児一時金の支給状況

平成22年度		平成21年度		伸び率 (%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
753	319,041,463	680	287,932,256	10.74	10.80

(8) 葬祭費の支給状況

平成22年度		平成21年度		伸び率 (%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
73	10,600,000	84	12,850,000	▲ 13.10	▲ 17.51

(9) 療養費の支給状況

平成22年度		平成21年度		伸び率 (%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
22,504	100,773,161	21,537	97,842,473	4.49	3.00

(10) 海外療養費の支給状況

平成22年度		平成21年度		伸び率 (%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
4	120,218	4	52,580	0.00	128.64

(11) 移送費の支給状況

平成22年度		平成21年度		伸び率 (%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	0	0	—	—

(12) 傷病手当金の支給状況

平成22年度		平成21年度		伸び率 (%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
769	43,079,000	747	45,035,000	2.95	▲ 4.34

②特定保健指導の実施状況

平成22年度			平成21年度			伸び率 (%)	
該当者	利用者	実施率	該当者	利用者	実施率	該当者	利用者
693	36	5.19	643	7	1.09	7.78	414.29

(5) 資金貸付事業の状況

①高額療養費資金貸付事業の貸付状況

平成22年度		平成21年度		伸び率 (%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
6	711,000	0	0	—	—

②出産費資金貸付事業の貸付状況

平成22年度		平成21年度		伸び率 (%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	15	4,532,000	▲ 100.00	▲ 100.00

(6) 医療費通知

- ①加入後2ヶ月間以内 5月、7月、9月、11月、1月、3月
受診者への通知 計6回実施
- ②年間医療費通知 8月、3月に各支部2回通知

(7) 健康家庭表彰の状況

- ①健康家庭表彰の該当者の条件
3年度間連続して医療機関にかからなかった世帯
- ②健康家庭表彰該当者数

単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	合計
399	20	1	0	1	421

(8) 後期高齢者組合員保健事業の状況

① 傷病見舞金の支給状況

平成22年度		平成21年度		伸び率 (%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
154	18,924,000	174	24,340,000	▲ 11.49	▲ 22.25

② 死亡見舞金の支給状況

平成22年度		平成21年度		伸び率 (%)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
61	12,200,000	68	13,600,000	▲ 10.29	▲ 10.29

7. レセプト点検事業（平成21年度点検分）

項目	委託料	効果額	差引額 (A)	国庫補助 (B)	(A) + (B)
一般分	8,548,932	8,371,560	▲ 177,372	5,442,000	5,264,628

8. 広報活動の状況

- (1) 組合報を2回発行。(全国歯報)
- (2) ホームページ

Ⅲ 事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大及び内容の複雑化が一層進展している。そうした中、安定した魅力ある国保組合を目指すには役員、議員、職員が協力して業務を推進しなければならない。そのために、各種研修会等に積極的に参加し、職員の資質の向上を図り、年々増大する業務に対応した。

Ⅳ. 諸会議の開催

(1) 組合会

会議名	開催日	開催場所
第67回通常組合会	平成22年 7月21日 (水)	中野サンプラザ
第68回通常組合会	平成23年 4月20日 (水)	中野サンプラザ

(2) 理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成22年 6月30日 (水)	中野サンプラザ
第2回理事会	平成22年11月10日 (水)	中野サンプラザ
第3回理事会	平成23年 2月23日 (水)	中野サンプラザ

(3) 常務会

会議名	開催日	開催場所
第1回常務会	平成22年 5月12日 (水)	東京事務所
第2回常務会	平成22年 6月30日 (水)	中野サンプラザ
第3回常務会	平成22年 7月21日 (水)	中野サンプラザ
第4回常務会	平成22年10月20日 (水)	東京事務所
第5回常務会	平成22年11月10日 (水)	中野サンプラザ
第6回常務会	平成23年 2月16日 (水)	東京事務所
第7回常務会	平成23年 2月23日 (水)	中野サンプラザ
第8回常務会	平成23年 4月20日 (水)	中野サンプラザ

(4) 監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成22年 6月29日 (火)	東京事務所
第2回監事会	平成23年 2月22日 (火)	東京事務所

(5) 事務研修会

会 議 名	開 催 日	開 催 場 所
平成22年度職員事務研修会	平成22年 5月14日 (金) ～15日 (土)	銀座キャピタル

(6) 委員会

会 議 名	開 催 日	開 催 場 所
第1回職員規程等検討臨時委員会打合会	平成22年 5月27日 (木)	東京事務所
第2回職員規程等検討臨時委員会打合会	平成22年 7月28日 (水)	東京事務所
第3回職員規程等検討臨時委員会打合会	平成22年 9月15日 (水)	東京事務所

(7) 打合会

会 議 名	開 催 日	開 催 場 所
第1回会計関係についての打合会	平成22年 7月14日 (水)	東京事務所
第1回時局問題についての打合会	平成22年 7月21日 (水)	東京事務所
第1回役職員打合会	平成22年11月24日 (水)	東京事務所
第2回役職員打合会	平成22年12月15日 (水)	東京事務所

V. 関係団体の会議開催状況

(1) 栃木県庁関係

会 議 名	開 催 日	開 催 場 所
国保主管課長(事務局長)会議	平成22年 4月23日 (金)	栃木県国保連合会

(2) 栃木県国保連合会関係

会 議 名	開 催 日	開 催 場 所
平成22年度第三者行為損害賠償求償事務担当職員研修会	平成22年 5月19日 (木)	栃木県国保連合会
平成22年度国保保険者事務共同電算処理事業等担当職員研修会	平成22年 5月26日 (水)	栃木県国保連合会
レセプト審査支払システム等の最適化にかかる保険者説明会	平成22年 8月19日 (木)	栃木県国保連合会
平成22年度レセプト点検担当職員研修会	平成22年 9月 6日 (月)	栃木県国保連合会
第2回国保総合システムに関する保険者説明会	平成22年11月25日 (木)	栃木県国保連合会
国保総合システムとのデータ連携及び共同電算処理事業の委託等に関する打合せ	平成22年12月 6日 (月)	栃木県国保連合会

(3) 全協関係

①総会

会 議 名	開 催 日	開 催 場 所
第55回通常総会	平成22年 6月10日 (木)	秋田キャッスルホテル
第56回通常総会	平成23年 3月11日 (金)	明治記念館

②関東甲信越支部関係

会 議 名	開 催 日	開 催 場 所
関東甲信越支部幹事会	平成22年 4月27日 (火)	厚生会館
関東甲信越支部総会	平成22年 5月21日 (金)	東京ディズニーシーホテルミラコスタ
関東甲信越支部事務(局)長研修会	平成22年11月19日 (金)	厚生会館

③研修会

会 議 名	開 催 日	開 催 場 所
第1回事務(局)長研修会	平成22年 5月27日 (木) ～28日 (金)	箱根・湯本富士屋ホテル
第1回理事長・役員研修会	平成22年 7月 7日 (水)	箱根・湯本富士屋ホテル
職員研修会	平成22年 9月 9日 (木)	九段会館
第2回理事長・役員研修会	平成22年 9月30日 (木)	八重洲富士屋ホテル
保健事業推進担当者研修会	平成22年11月15日 (月) ～16日 (火)	九段会館
第2回事務(局)長研修会	平成23年 2月 4日 (金)	九段会館

(4) 全歯連関係

①総会

会 議 名	開 催 日	開 催 場 所
第1回通常総会	平成22年10月 7日 (木)	スクワール麴町
第2回通常総会	平成23年 3月25日 (金)	日本歯科医師会館

②理事会

会 議 名	開 催 日	開 催 場 所
第1回理事会	平成22年10月 7日 (木)	スクワール麴町
第2回理事会	平成23年 3月25日 (金)	日本歯科医師会館

③常務理事会

会 議 名	開 催 日	開 催 場 所
第1回常務理事会	平成22年 5月20日 (木)	アルカディア市ヶ谷
第2回常務理事会	平成23年 2月 3日 (木)	日本歯科医師会館

④監事会

会 議 名	開 催 日	開 催 場 所
第1回監事会	平成22年 5月20日 (木)	アルカディア市ヶ谷

⑤委員会

会 議 名	開 催 日	開 催 場 所
第1回調査委員会	平成22年 5月20日 (木)	アルカディア市ヶ谷
第1回選挙管理会	平成23年 3月25日 (金)	日本歯科医師会館

**第3号議案 平成22年度歳入歳出決算
について議決を求める件 鈴木副理事長**

鈴木副理事長から平成22年度歳入歳出決算について、プロジェクターを用いて趣旨説明の後、採決に入り、全員挙手により可決承認された。



鈴木副理事長

決算の状況

1. 歳入の状況

1 款 保険料収入は、8,869,888,919円で、前年度の8,746,812,155円と比較して1.41%の伸び、実額で123,076,764円の増となった。内訳として、医療給付費分保険料は、6,050,764,019円で、前年度の6,059,679,055円と比較して0.15%の減、実額で8,915,036円の減であった。後期高齢者支援金等保険料は、1,943,618,300円で前年度の1,860,723,000円と比較して4.46%の伸び、実額で82,895,300円の増であった。介護納付金分保険料は、817,541,600円で、前年度の768,940,100円と比較して6.32%の伸び、実額で48,601,500円の増であった。後期高齢者賦課額は、57,965,000円で、前年度の57,470,000円と比較して0.86%の伸び、実額で495,000円の増であった。

2 款 国庫支出金（国からの補助金）は、4,251,309,750円で、前年度3,834,063,984円と比較して、10.88%の伸び、実額で417,245,766円の増となった。

3 款 前期高齢者交付金は、前期高齢者の占める割合が全被保険者数の12%を下回っているため、交付金は無かった。

4 款 共同事業交付金は、117,647,000円で、前年度117,465,000円と比較して182,000円の増となった。

5 款 財産収入は、16,363,594円で前年度の17,512,943円と比較して1,149,349円の減となった。

6 款 繰入金は、役職員退職死亡給与積立金繰入金に263,434,408円を繰入れ、役員と職員を別々の積立金に分けた。その後、役員退職慰労金と職員退職手当を支払うために、役員退職慰労金積立金繰入金に24,200,000円、職員退職手当積立金繰入金に51,666,395円を繰入れた。

7 款 繰越金は、前年度剰余金より3,356,171,961円を繰り越ししている。なお、前年度の繰越金は、3,425,553,686円であった。

8 款 諸収入は、27,394,313円で、前年度の382,544,033円と比較して355,149,720円の減となった。

歳入決算総額は、16,978,076,340円となり、前年度16,530,719,177円と比較して2.71%の伸び、実額で447,357,163円上回っている。

2. 歳出の状況

1 款 組合会費は、12,209,049円で、前年度13,687,131円と比較して10.80%の減、実額で1,478,082円の減となった。

2款 総務費は、571,846,262円で、前年度532,317,577円と比較して7.43%の伸び、実額で39,528,685円の増となった。

3款 保険給付費は7,105,730,765円で、前年度6,687,867,220円と比較して6.25%の伸び、実額417,863,545円の増となった。歳出決算総額に占める割合をみると47.16%となる。

4款 後期高齢者支援金は、2,805,244,657円で、前年度2,896,693,156円と比較して3.16%の減、実額で91,448,499円の減となった。
歳出決算総額に占める割合をみると18.61%となる。

5款 前期高齢者納付金は、2,046,396,804円で、前年度1,353,952,312円と比較して51.14%の伸び、実額で692,444,492円の増となった。22年度は激変緩和策が終わり、満額となった。
歳出決算総額に占める割合をみると13.58%となる。

6款 老人保健拠出金は、81,448,524円で、前年度172,618円と比較して47,084.26%の増、実額で81,275,906円の増となった。

7款 介護納付金は、1,206,418,408円で、前年度の1,092,968,844円と比較して10.38%の伸び、実額で113,449,564円の増となった。
歳出決算総額に占める割合をみると8.00%となる。

8款 共同事業拠出金は、118,165,000円で、前年度の129,265,000円と比較して8.59%の減、実額で11,100,000円の減となった。

9款 保健事業費は、266,823,470円で、前年度270,307,975円と比較して1.29%の減、実額で3,484,505円の減となった。

10款 積立金は、542,791,408円で、前年度10,000,000円と比較して5,327.91%の増、実額で532,791,408円の増となった。

11款 諸支出金は、314,677,211円で、前年度187,315,383円と比較して67.99%の増、実額で127,361,828円の増となった。

12款 予備費は、保険給付費に189,826,653円、後期高齢者支援金に4,964,707円、前期高齢者納付金に28,629,507円、償還金に314,676,211円、それぞれに充当している。

歳出決算総額は、15,071,751,558円で、前年度13,174,547,216円と比較して14.40%の伸び、実額で1,897,204,342円上回った。

3. 歳入・歳出決算の状況

歳入合計額	16,978,076,340円
歳出合計額	15,071,751,558円
決算剰余金	1,906,324,782円

4. 単年度収支の状況

単年度歳入総額	13,621,904,379円
単年度歳出総額	15,071,751,558円
差 引	▲ 1,449,847,179円

平成22年度 全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不 能 欠損額	収 入 未済額	予算現額と 収入済額と の 比 較
1.国民健康 保 険 料		8,892,302,000	8,869,888,919	8,869,888,919			▲ 22,413,081
	1.国民健康 保 険 料	8,892,302,000	8,869,888,919	8,869,888,919			▲ 22,413,081
2.国 庫 支 出 金		3,656,631,000	4,251,309,750	4,251,309,750			594,678,750
	1.国 庫 負 担 金	46,231,000	53,263,174	53,263,174			7,032,174
	2.国 庫 補 助 金	3,610,400,000	4,198,046,576	4,198,046,576			587,646,576
3.前期高齢者 交 付 金		1,000	0	0			▲ 1,000
	1.前期高齢者 交 付 金	1,000	0	0			▲ 1,000
4.共同事業 交 付 金		90,367,000	117,647,000	117,647,000			27,280,000
	1.共同事業 交 付 金	90,367,000	117,647,000	117,647,000			27,280,000
5.財産収入		16,686,000	16,363,594	16,363,594			▲ 322,406
	1.財 産 運 用 収 入	16,686,000	16,363,594	16,363,594			▲ 322,406
6.繰 入 金		263,438,000	339,300,803	339,300,803			75,862,803
	1.給付費等支払 準備金繰入金	1,000	0	0			▲ 1,000
	2.役員退職慰労 金繰入金	1,000	24,200,000	24,200,000			24,199,000
	3.職員退職手当 繰入金	1,000	51,666,395	51,666,395			51,665,395
	4.役員退職死 亡給与繰入金	263,435,000	263,434,408	263,434,408			▲ 592
7.繰 越 金		3,100,000,000	3,356,171,961	3,356,171,961			256,171,961
	1.繰 越 金	3,100,000,000	3,356,171,961	3,356,171,961			256,171,961
8.諸 収 入		8,009,000	27,394,313	27,394,313			19,385,313
	1.延滞金及 び 過 料	1,000	0	0			▲ 1,000
	2.立替収入	1,000	748,069	748,069			747,069
	3.預金利子	8,003,000	3,617,591	3,617,591			▲ 4,385,409
	4.雑 入	4,000	23,028,653	23,028,653			23,024,653
歳 入 合 計		16,027,434,000	16,978,076,340	16,978,076,340			950,642,340

歳 出

(単位：円)

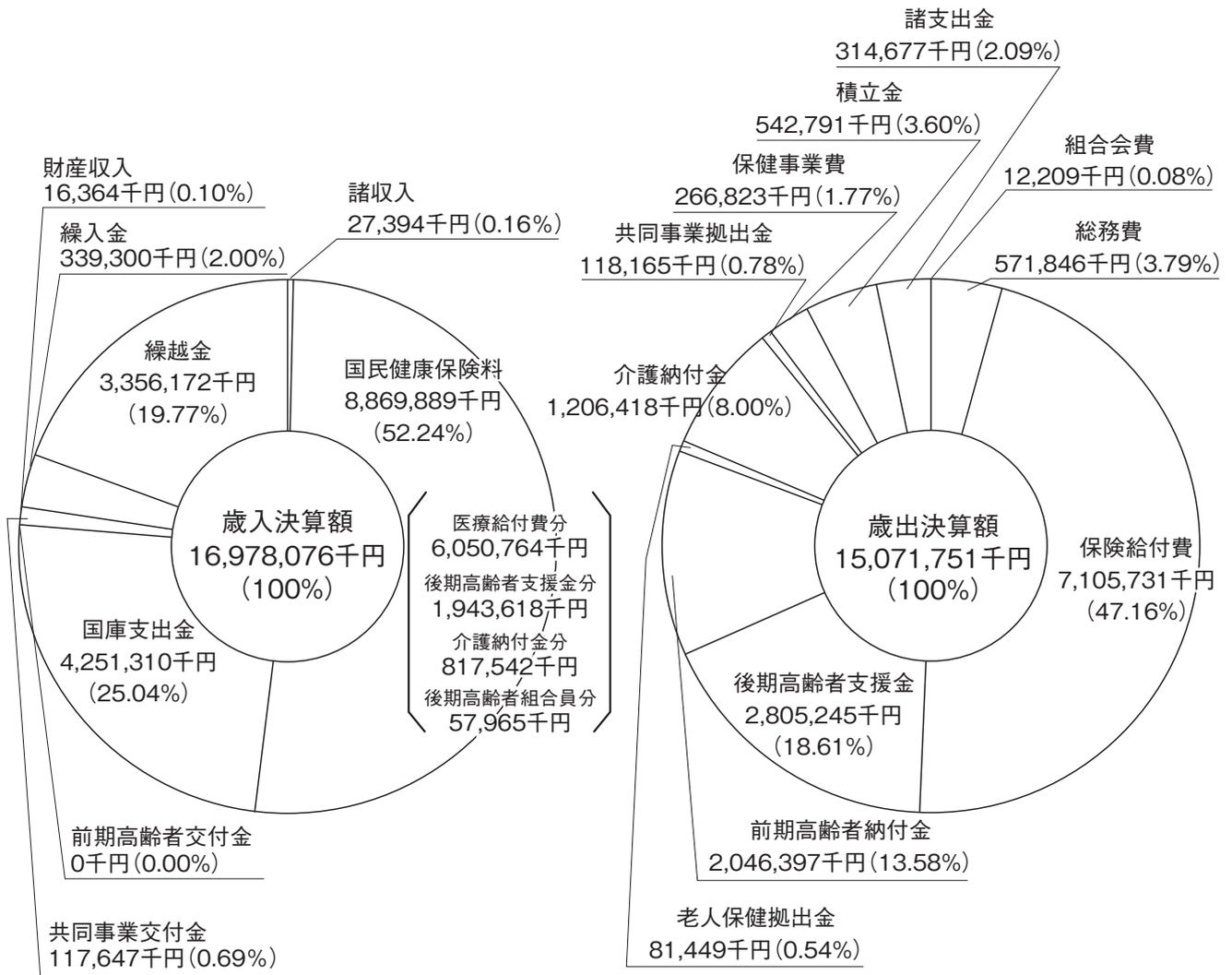
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越金	予算現額と 支出済額と の比較
1.組 合 会 費		17,500,000	12,209,049		5,290,951
	1.組 合 会 費	17,500,000	12,209,049		5,290,951
2.総 務 費		626,451,000	571,846,262		54,604,738
	1.総 務 管 理 費	626,450,000	571,846,262		54,603,738
	2.徴 収 費	1,000	0		1,000
3.保 険 給 付 費		7,162,184,653	7,105,730,765		56,453,888
	1.療 養 諸 費	6,102,317,653	6,101,511,032		806,621
	2.高 額 療 養 費	486,697,000	470,576,910		16,120,090
	3.移 送 費	1,000,000	0		1,000,000
	4.出 産 育 児 諸 費	320,100,000	319,191,823		908,177
	5.葬 祭 費	15,050,000	10,600,000		4,450,000
	6.傷 病 手 当 金	50,487,000	43,079,000		7,408,000
	7.療 養 附 加 金	186,533,000	160,772,000		25,761,000
4.後 期 高 齢 者 支 援 金		2,805,244,707	2,805,244,657		50
	1.後 期 高 齢 者 支 援 金	2,805,244,707	2,805,244,657		50
5.前 期 高 齢 者 納 付 金		2,046,397,507	2,046,396,804		703
	1.前 期 高 齢 者 納 付 金	2,046,397,507	2,046,396,804		703
6.老 人 保 健 拠 出 金		81,509,000	81,448,524		60,476
	1.老 人 保 健 拠 出 金	81,509,000	81,448,524		60,476
7.介 護 納 付 金		1,210,220,000	1,206,418,408		3,801,592
	1.介 護 納 付 金	1,210,220,000	1,206,418,408		3,801,592
8.共 同 事 業 拠 出 金		129,335,000	118,165,000		11,170,000
	1.共 同 事 業 拠 出 金	129,335,000	118,165,000		11,170,000
9.保 健 事 業 費		455,236,000	266,823,470		188,412,530
	1.特 定 健 康 審 査 等 事 業 費	134,768,000	50,137,499		84,630,501
	2.保 健 事 業 費	320,468,000	216,685,971		103,782,029
10.積 立 金		542,793,000	542,791,408		1,592
	1.積 立 金	542,793,000	542,791,408		1,592
11.諸 支 出 金		314,677,211	314,677,211		0
	1.償 還 金	314,677,211	314,677,211		0
12.予 備 費		635,885,922	0		635,885,922
	1.予 備 費	635,885,922	0		635,885,922
歳 出 合 計		16,027,434,000	15,071,751,558		955,682,442

歳 入 合 計 16,978,076,340円

歳 出 合 計 15,071,751,558円

差 引 残 高 1,906,324,782円

平成22年度 歳入歳出決算に占める各款別構成割合



第4号議案 平成22年度決算剰余金の処分について議決を求める件 鈴木副理事長

鈴木副理事長より平成22年度決算剰余金の処分について平成23年度に繰り越すことについて説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

平成22年度歳入歳出決算

歳入合計額	16,978,076,340円
歳出合計額	15,071,751,558円
決算剰余金	1,906,324,782円

上記剰余金を下記の通り処分します。

平成23年度繰越金	1,906,324,782円
-----------	----------------

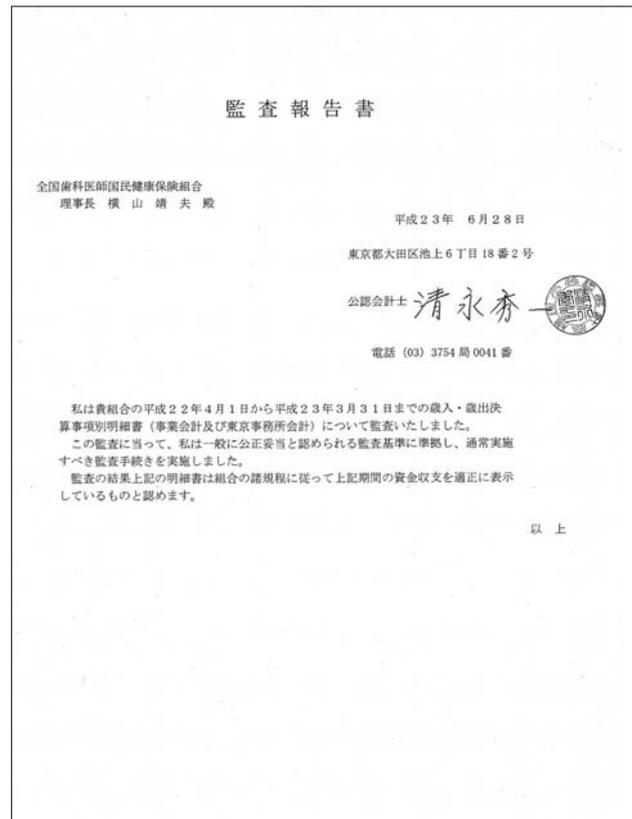
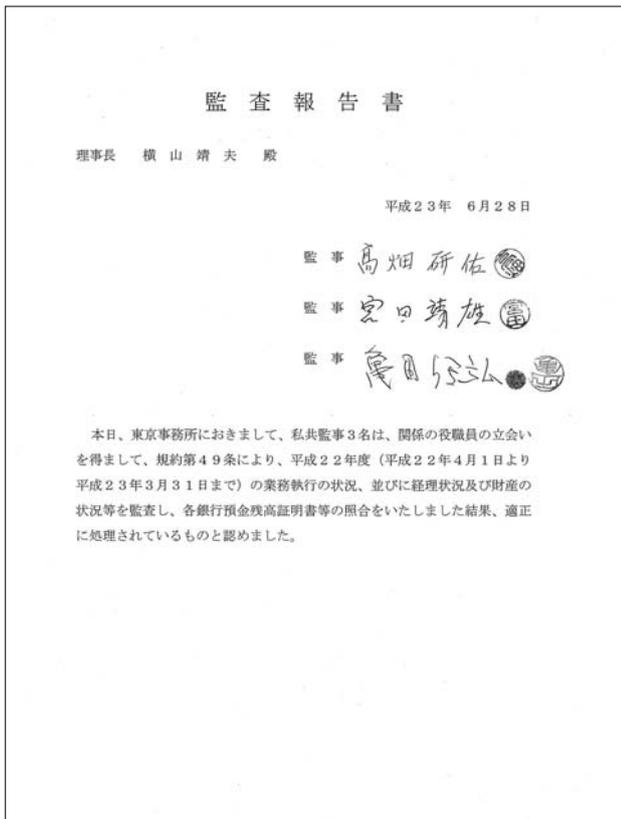
監査報告

亀田監事

亀田監事より、平成22年度の業務執行の状況並びに各銀行預金残高証明書等の照合など、経理状況及び財産の状況等の監査の結果について、別紙の監査報告書のとおり報告があった。



亀田監事



財産状況報告

1. 積立金

科 目	金 額 (円)
①特別積立金	1,596,581,000
②給付費等支払準備金	839,306,000
③別途積立金	125,000,000
④事務所維持・拡充積立金	156,325,000
⑤役員退職慰労金積立金	0
⑥職員退職手当積立金	187,568,013
合 計	2,904,780,013

2. 固定資産

科 目	金 額 (円)
土地建物 (東京事務所)	380,000,000

3. 什 器 備 品

(1) 備 品 目 録 (東京事務所)

(平成22年度末現在)

品 目	数量	品 目	数量
事務用机	4	テレビ	2
事務用椅子	6	シュレッダー	1
ミーティングテーブル	2	端末機	20
ミーティングチェア	18	ICレコーダー	1
パネルスクリーン	1	ウォシュレット	4
デジタルカメラ	2	シューズボックス	1
オーバーヘッドプロジェクター	1	書庫	1
ビデオカメラ一式 (パナソニックデジカム)	1	プロジェクター	1
除湿機	1	パソコン・ウイルス対策機器	1
冷蔵庫	3		

(2) 備 品 目 録 (支部事務所)

(平成22年度末現在)

支部名	品 目	数量	支部名	品 目	数量
栃 木	レーザープリンタ	1	鳥 取	レーザープリンタ	1
	端末機	2		端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
山 梨	レーザープリンタ	1	香 川	レーザープリンタ	1
	端末機	1		端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
青 森	レーザープリンタ	2	徳 島	レーザープリンタ	2
	端末機	1		端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
岐 阜	レーザープリンタ	2	高 知	レーザープリンタ	1
	端末機	2		端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
富 山	レーザープリンタ	2	新 潟	レーザープリンタ	2
	端末機	1		端末機	3
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
	ファクシミリ	1			
滋 賀	レーザープリンタ	1	岩 手	レーザープリンタ	1
	端末機	1		端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
京 都	レーザープリンタ	2	石 川	レーザープリンタ	1
	端末機	3		端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
岡 山	レーザープリンタ	1	長 野	レーザープリンタ	2
	端末機	2		端末機	3
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
山 口	レーザープリンタ	2	福 井	レーザープリンタ	1
	端末機	2		端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
島 根	レーザープリンタ	1	沖 縄	レーザープリンタ	2
	端末機	1		端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1

第5号議案 理事の承認を求める件
今井専務理事

今井専務理事より、規約第40条第一号並びに選挙規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、理事の承認を求める件について説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

氏名 鈴木 聖 次 (岡山県支部)
任期 平成23年7月27日～平成25年3月31日



鈴木聖次理事

第6号議案 相談役の委嘱について議決を求める件
今井専務理事

今井専務理事より、当組合の理事長及び役員として、長期に渡り組合運営にご尽力された経験と知識を生かして組合運営上の諸問題について助言を求めるために、規約第53条の規定に基づき、元理事長の金山公彦先生を相談役に委嘱する件について説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

氏名 金山 公 彦 (山梨県支部)
任期 平成23年4月1日～平成25年3月31日



金山公彦相談役

第7号議案 顧問の委嘱について議決を求める件
今井専務理事

今井専務理事より、当組合の役員として、長期に渡り組合運営にご尽力された経験と知識を生かして組合運営上の諸問題について助言を求めるために、規約第53条の規定に基づき、元副理事長の大久保雅男先生、元監事の久保有先生、前副理事長の林伸伍先生、前副理事長の一志忠廣先生を顧問に委嘱する件について説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

氏 名	支 部
大久保 雅 男	福井県支部
大久保 有	徳島県支部
林 伸 伍	鳥取県支部
一 志 忠 廣	長野県支部

任期 平成23年4月1日～平成25年3月31日



大久保雅男顧問



大久保有顧問



林伸伍顧問



一志忠廣顧問

全国歯科医師国民健康保険組合表彰

全国歯科医師国民健康保険組合表彰規程に基づき、当組合の運営に顕著な功績のあった先生方に表彰状と記念品を贈呈し表彰した。



第5条第一号に該当する者

一志 忠廣 (長野県支部) (通算11年)	平成14年4月～平成17年3月	本部理事	3年
	平成17年4月～平成23年3月	本部副理事長	6年
	平成12年4月～平成21年3月	支部長	9年
栗山 豊実 (富山県支部) (通算10年)	平成14年4月～平成23年3月	本部理事	9年
	平成13年4月～平成21年3月	支部長	8年

第5条第二号に該当する者

阿部 哲夫 (栃木県支部) (通算17年)	平成9年4月～平成11年3月	組合会議員	2年
	平成14年4月～平成23年3月	組合会議員	9年
	平成6年4月～平成15年3月	支部理事	9年
	平成15年4月～平成23年3月	支部常務	8年
一戸 惇一郎 (青森県支部) (通算15年)	平成14年4月～平成23年3月	組合会議員	9年
	平成7年11月～平成23年3月	支部理事	15年
渡部 佳郎 (岡山県支部) (通算18年)	平成21年4月～平成23年3月	組合会議員	2年
	平成5年4月～平成18年3月	支部理事	13年
	平成18年4月～平成23年3月	副支部長	5年

第5条第三号に該当する者

井川 雅典 (徳島県支部) (通算15年)	平成7年11月～平成23年3月	組合会議員	15年
	平成7年11月～平成17年3月	支部理事	9年
	平成17年4月～平成23年3月	支部常務	6年



井川先生 渡部先生 栗山先生 一戸先生 一志先生 横山理事長

閉会の辞

恒石副理事長

ただ今、組合表彰を受けられました6名の先生方、本当におめでとうございました。これからもご指導賜りますようお願い申し上げます。

第69回通常組合会は、新執行部になり最初の組合会で、新議長・副議長さんも決定いたしましたので、どうか2年間宜しく願い申し上げます。本日は議題が非常に多くありましたが、慎重審議により、無事終了することができて本当に有難うございました。全国歯を取り巻く環境は厳しいものがございます。状況を見つめながら、また20府県のうちにおいては、組合員相互扶助の精神により頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして、閉会の辞といたします。



恒石副理事長

全国歯科医師国民健康保険組合役員名簿

(平成23年7月27日現在)

任期 平成23年4月1日～平成25年3月31日

役 職	氏 名	支 部 名	役 職	氏 名	支 部 名
理 事 長	横 山 靖 夫	岐 阜 県	理 事	永 富 稔	山 口 県
副理事長	又 吉 達 雄	沖 縄 県	〃	本 田 富 彦	青 森 県
〃	恒 石 定 男	高 知 県	〃	竹 内 聖 太 郎	石 川 県
〃	尾 上 徹	京 都 府	〃	滝 澤 隆	長 野 県
〃	栗 山 豊 実	富 山 県	〃	和 田 明 人	徳 島 県
〃	鈴 木 哲 男	岩 手 県	〃	山 下 喜 世 弘	香 川 県
専務理事	今 井 博	新 潟 県	〃	樋 口 壽 一 郎	鳥 取 県
常務理事	仲 佐 善 昭	島 根 県	〃	鈴 木 聖 次	岡 山 県
〃	三 塚 憲 二	山 梨 県	監 事	高 畑 研 佑	青 森 県
〃	齊 藤 愛 夫	福 井 県	〃	宮 田 靖 雄	富 山 県
〃	芦 田 欣 一	滋 賀 県	〃	亀 田 任 弘	香 川 県
〃	柴 田 勝	栃 木 県			

全国歯科医師国民健康保険組合 組合会議員名簿

(平成23年7月27日現在)

任期 平成23年4月1日～平成25年3月31日

支部名	議員番号	議 員 名	予 備 議 員 名	支部名	議員番号	議 員 名	予 備 議 員 名
栃木県	1	田村 一夫	関 謙一・川津 博亨	鳥取県	21	小濱 裕幸	橋本衆二郎
	2	入野 光市			22	平林 律	
山梨県	3	三沢 茂	久保寺 篤	香川県	23	増田 修一	坂井田康彦・藤本 幸重
	4	今村 靖			24	松岡 利安	
青森県	5	一戸惇一郎	近藤 磨史	徳島県	25	井川 雅典	小笠 復夫
	6	嶋中 繁樹			26	影本 博一	
岐阜県	7	高木 幹正	阿部 義和・加藤 芳紀	高知県	27	窪 盛偉	中島 真司
	8	後藤 幸央			28	野村 和男	
富山県	9	山崎 安仁	川口 義治・安田 篤	新潟県	29	五十嵐 治	井比 陽・坂井 能達
	10	中道 勇			30	松崎 正樹	
滋賀県	11	井田 治彦	古藤 英夫・角田 和芳	岩手県	31	箱崎 守男	前東 正次・巻藤佐智子
	12	真岡 律雄			32	中屋敷 修	
京都府	13	平塚 靖規	安宅 公男・中川 徹	石川県	33	白尾 理英	示野 直政・角 邦人
	14	内藤 春生			34	中塚 直	
岡山県	15	渡部 佳郎	江口 邦成・熊代 進	長野県	35	春日 司郎	土田 昌
	16	的場 誠			36	羽田 明廣	
山口県	17	福田 豊	野中 清貴・嘉室 鍊一	福井県	37	長谷川 勝	
	18	平木 良雄			38	岸本 敏郎	
島根県	19	恒松 研二	草野 和茂・水野 博之	沖縄県	39	高江洲 旭	高江洲 實・川畑 剛
	20	秦野 真治			40	饒波正太郎	

お知らせ

平成23年8月 被保険者証が更新されました

- 8月に更新された被保険者証の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられました。これは、平成22年7月から国保法施行規則の一部改正省令が施行されたことに伴うものです。詳しくは同封致しましたリーフレットを御覧ください。
- 有効期限切れの旧被保険者証は支部事務所まで返却して下さい。

〈表 面〉

有効期限 平成25年 7月31日

国民健康保険
被保険者証

(本人) 記号 全歯 01 番号 1234567

カナ氏名 ゼン タロウ
氏 名 全歯 太郎
性 別 男
生年月日 昭和37年 5月 5日
資格取得年月日 平成10年 4月 1日
交付年月日 平成23年 8月 1日

保険者番号 093013
保 険 者 名 全国歯科医師国民健康保険組合
支 部 名 栃木県支部
支 部 所 在 地 栃木県宇都宮市
支 部 電 話 番 号 XXX-XXX-XXXX 1234567



〈裏 面〉

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

住 所

備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1.から3.までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

〔1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。〕
〔心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・脾臓・小腸・眼球〕

〔特記欄：
署名年月日： 年 月 日
本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

※お手元に届いていない場合は、支部事務所へお問い合わせ下さい。

高齢受給者証の更新

70歳～74歳の方は、被保険者証とは別に本組合の各支部より、高齢受給者証が発行されております。なお、更新（発行）に関しては、所得を証明する書類の提出が必要となります。高齢受給者証の有効期限は、被保険者証と異なり1年間です。75歳の誕生日をむかえる方は、誕生日の前日までが有効期限となります。お手元に届いていない場合は、支部事務所へお問い合わせ下さい。

※お受け取りの際は、被保険者証等の記載事項をご確認ください。

全国歯報 No.69
2011年8月号

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合
栃木県宇都宮市一の沢2-2-5

東京事務所 東京都杉並区高円寺北2-24-2
☎03-3336-8818

発行人 横山 靖夫

<http://www.zensikokuho.or.jp/>



表紙 「ほおずき市」

浅草・浅草寺（東京都台東区）のほおずき市に行ってきました。

関東地方は梅雨明けをして、朝から晴天の暑い日でした。

東京スカイツリーが、遠すぎず、近すぎずよく見える距離のため、東京スカイツリーを見に来る方や、参拝の方で賑わっていました。

撮影者：山口 哲生